

千葉県環境影響評価技術細目

令和3年3月改正

千葉県

目 次

・事業特性に関し把握すべき情報	・ ・ ・ ・	2
・地域特性に関し把握すべき情報	・ ・ ・ ・	2
・環境要素の細区分	・ ・ ・ ・	4
・大気質	・ ・ ・ ・	1 1
・水質	・ ・ ・ ・	2 1
・水底の底質	・ ・ ・ ・	2 8
・水文環境	・ ・ ・ ・	3 3
・騒音及び超低周波音	・ ・ ・ ・	3 7
・振動	・ ・ ・ ・	4 4
・悪臭	・ ・ ・ ・	5 0
・地形及び地質等	・ ・ ・ ・	5 5
・地盤	・ ・ ・ ・	5 9
・土壌	・ ・ ・ ・	6 4
・風害、光害及び日照阻害	・ ・ ・ ・	7 0
・植物	・ ・ ・ ・	7 3
・動物	・ ・ ・ ・	7 8
・陸水生物	・ ・ ・ ・	8 3
・生態系	・ ・ ・ ・	8 7
・海洋生物	・ ・ ・ ・	9 1
・景観	・ ・ ・ ・	9 7
・人と自然との触れ合いの活動の場	・ ・ ・	1 0 1
・廃棄物	・ ・ ・	1 0 4
・残土	・ ・ ・	1 0 6
・温室効果ガス等	・ ・ ・	1 0 8

この細目は、「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」（平成11年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に関する技術的な細目を定めるものである。

この細目は、規則の施行の日から施行する。